

令和 7 年 3 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 7 年 3 月 第 2 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 3 号	令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 9 号）
議第 4 号	令和 6 年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 号	令和 6 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 6 号	令和 6 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議第 7 号	令和 6 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議第 8 号	令和 6 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 9 号	令和 6 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 10 号	令和 6 年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 11 号	令和 7 年度 人吉市一般会計予算
議第 12 号	令和 7 年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第 13 号	令和 7 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第 14 号	令和 7 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 15 号	令和 7 年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第 16 号	令和 7 年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第 17 号	令和 7 年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 18 号	令和 7 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 19 号	令和 7 年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
議第 20 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第 21 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 22 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 3 号	人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号	人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について
議第 3 0 号	人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 3 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 5 号	人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 3 6 号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 7 号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 8 号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 9 号	人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定について
議第 4 0 号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 1 号	人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 2 号	人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 4 3 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 4 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 5 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 6 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 7 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 8 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 9 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 5 0 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 5 1 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 5 2 号	市道路線の認定について

議第 2 0 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第 2 1 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 2 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 3 号	人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号	人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について
議第 3 0 号	人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 3 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 5 号	人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

議第 3 6 号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 7 号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 8 号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 9 号	人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定について
議第 4 0 号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 1 号	人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 2 号	人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 2 0 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(人吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 5 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(人吉市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 4 条 人吉市個人情報保護法施行条例（令和 4 年人吉市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 項及び第 1 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(人吉市行政不服審査会条例の一部改正)

第 5 条 人吉市行政不服審査会条例（平成 2 8 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(人吉市情報公開等審査会条例の一部改正)

第 6 条 人吉市情報公開等審査会条例（平成 1 4 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 7 条 人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例等の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役は長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例等の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（人吉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例（以下「刑法等一部改正法等」という。）施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例第 1 5 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人吉市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の人吉市職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行その他所要の改正に伴い、関係条例を改正するものである。

議第 2 1 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 項」を「第 9 項」に、同条第 3 号中「第 1 0 項」を「第 1 1 項」に、同条第 4 号中「第 1 2 項」を「第 1 3 項」に、同条第 5 号中「第 1 4 項」を「第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 2 号

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「並びに第 2 項及び」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 5 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 1 5 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- (人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 3 号

人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(人吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「第 1 号及び第 3 号から第 6 号」を「第 2 号から第 5 号」に、「第 2 号」を「第 1 号」に、「1 万円」を「1 3, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 9 条の 3 第 1 項第 3 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「通勤のため交通機関等」を「通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「（という。）」を「（という。）」に改め、同号ただし書きを削り、同項第 3 号中「（1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 5, 0 0 0 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 5, 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 3 項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号本文中「特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を

加え、「の2分の1」を削り、「に相当する額」の次に「（第5項において「特別料金等相当額」という。）」を加え、同号ただし書を削り、同条第4項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第15条の3第2項中「、第9条、第9条の2、第9条の3及び第10条の2」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第8条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項の規定により採用された職員には適用しない。

第17条の2第1項中「に勤務した場合」を「（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日

の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

第17条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

第20条第1項中「、第9条」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				

	93	258, 100	299, 200	348, 400				
	94		299, 400	348, 800				
	95		299, 700	349, 200				
	96		300, 100	349, 500				
	97		300, 300	349, 800				
	98		300, 600	350, 200				
	99		301, 000	350, 600				
	100		301, 400	351, 000				
	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年人吉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第29項及び第31項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において人吉市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるの

「(5) 重度心身障害者
は (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

と、同条第3条中「13,000円」とあるのは「
者を含む。）」

11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当す

る扶養親族については３，０００円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- ５ 改正後の条例第１０条第５項及び第１０条の２第３項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表（附則第2項関係）

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28

45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の施行その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 4 号

人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特殊勤務手当の種類のうち選挙事務手当を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 5 号

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「令和 7 年」を「令和 9 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）の公布に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 26 号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年人吉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に、「14, 200 円」を「14, 500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500 円」を「12, 900 円」に、「13, 350 円」を「13, 700 円」に、「14, 200 円」を「14, 500 円」に、「10, 800 円」を「11, 300 円」に、「11, 650 円」を「12, 100 円」に、「9, 100 円」を「9, 700 円」に、「9, 950 円」を「10, 500 円」に、「10, 800 円」を「11, 300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）の一部改正により補償基礎額が改定されたため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 7 号

人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「30 年以上」を「30 年以上 31 年未満」に改め、同表に次のように加える。

31 年以上 32 年未満	999 000	929 000	899 000	869 000	829 000	754 000	709 000
32 年以上 33 年未満	1,019 000	949 000	919 000	889 000	849 000	774 000	729 000
33 年以上 34 年未満	1,039 000	969 000	939 000	909 000	869 000	794 000	749 000
34 年以上 35 年未満	1,059 000	989 000	959 000	929 000	889 000	814 000	769 000
35 年以上	1,079 000	1,009 000	979 000	949 000	909 000	834 000	789 000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 9 4 号）により消防団員退職報償金が改定されたため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 8 号

人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和 2 年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 1 2 条」を「第 1 5 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 9 号

人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、人吉市立学校の統廃合等に関して検討する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、人吉市立学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、これを市長に答申する。

- (1) 人吉市立学校の統廃合等に関すること。
- (2) 人吉市立学校のあり方に関すること。
- (3) その他人吉市教育委員会が必要と認めること。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校運営協議会の項の次に次の 1 項を加える。

学校のあり方検討委員会	委員長	日額	6 , 0 0 0 円
	委員	日額	5 , 5 0 0 円

(提案理由)

人吉市立学校の統廃合等に関して検討する附属機関を設置するため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により、新たに条例を制定するものである。

議第 3 0 号

人吉城歴史館条例の一部を改正する条例

人吉城歴史館条例（平成 1 7 年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「2 1 0 円」を「3 3 0 円」に、「1 5 0 円」を「2 2 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

観覧料の改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第 1 条 人吉市税条例（昭和 2 9 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 0 項、第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 8 9 条第 2 項第 2 号、第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 1 4 9 条第 1 号中「第 1 5 項」を「第 1 6 項」に改める。

(人吉市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 人吉市都市計画税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項第 1 号中「第 1 5 項」を「第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 2 号

人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を
改正する条例

人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成 2 4 年
人吉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2 1 0 円」を「2 9 0 円」に、「1 5 8 円」を「1 9 0
円」に、「1 3 7 円」を「1 6 0 円」に、「1 2 6 円」を「1 7 0 円」
に、「9 5 円」を「1 1 0 円」に、「8 2 円」を「1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から
施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽
に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、この条
例の施行日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前
に徴収する一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽
に関する条例別表第 1 の規定による手数料の額で購入した指定袋は、
新条例別表第 1 の規定による手数料の額で購入した指定袋とみなす。

（提案理由）

社会経済情勢の変化に伴い手数料を改定するため、条例の一部を改正
するものである。

議第 3 3 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項各号を次のとおり改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「同じ。）」の次に「又は管理栄養士（栄養士法第1条第2項に規定する管理栄養士をいう。以下同じ。）」を、「、栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）等の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 4 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「A 型をいう」及び「B 型をいう」の次に「。第 4 2 条第 3 項において同じ」を加える。

第 4 2 条第 1 項中「この項」の次に「から第 7 項まで」を加え、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 8 項を第 1 0 項とし、第 7 項を第 9 項とし、同条第 6 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 4 2 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項各号を次のとおり改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 4 2 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
- ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 5 号

人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例

(人吉市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 人吉市介護保険条例（平成 1 2 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中	「 第 3 章 保険料（第 6 条―第 1 5 条）	を	「 第 3
	第 4 章 罰則（第 1 6 条―第 2 0 条）		第 4
	第 5 章 雑則（第 2 1 条）		第 5
		」	第 6

章 保健福祉事業（第 6 条・第 7 条）

章 保険料（第 8 条―第 1 7 条）

章 罰則（第 1 8 条―第 2 2 条） に改める。

章 雑則（第 2 3 条） 」

第 5 章中第 2 1 条を第 2 3 条とする。

第 5 章を第 6 章とする。

第 4 章中第 2 0 条を第 2 2 条とし、第 1 7 条から第 1 9 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 1 6 条の前の見出しを削り、同条を第 1 8 条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第 4 章を第 5 章とする。

第 3 章中第 1 5 条を第 1 7 条とし、第 6 条から第 1 4 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 3 章を第 4 章とする。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

第 6 条 市は、法第 1 1 5 条の 4 9 に規定する保健福祉事業として、介護人材の確保、定着及び育成支援に係る助成事業を行う。

（規則への委任）

第 7 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、保健福祉事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則第 6 条中「第 1 1 条」を「第 1 3 条」に改める。

（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例（令和 6 年人吉市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険制度における保健福祉事業を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 6 号

人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条の 2 第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 5 条の 2 第 2 項中「人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の適用を受ける職員であった者から引き続き人吉市企業職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）」を削る。

第 1 0 条の 2 第 2 項中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、第 3 条の 2 の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 1 0 時から午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

第 1 7 条の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条中「、第 4 条の 2、第 5 条の 2」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 4 条及び第 1 3 条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 6 項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条の規定の適用については、同条第 2 項中

「(4) 重度心身障害者」とあるのは 「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者（届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

3 改正後の条例第5条の2第2項の規定は、令和7年3月31日前に
新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年
法律第72号）の施行その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正する
ものである。

議第 3 7 号

人吉市水道条例の一部を改正する条例

人吉市水道条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は」を「又は」に、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年」を「2 年」に改め、同条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「5 年」を「2 年 6 月」に改める。

第 3 8 条第 8 号中「又は水道環境」を削り、「1 年」を「6 月」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「最低経験年数」を「水道、工業用水道、下水道、道路又は河川の最低経験年数の 2 分の 1」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「1 0 年」を「5 年」に改め、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 3 8 条第 4 号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7 年」を「3 年 6 月」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 3 8 条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第39条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第39条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、「4年」を「2年」に改め、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、「6年」を「3年」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同項第3号中「10年」を「5年」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、「5年」を「2年6月」に改め、「第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加え、「7年」を「3年6月」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を、「最低経験年数」の次に「の2分の1」を加え、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工

管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第 39 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による関係政令及び省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 38 号

人吉市下水道条例の一部を改正する条例

人吉市下水道条例（平成 10 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 9 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 9 号

人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市の農業振興に係る計画の審査、検討及び調査審議に関する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査、検討及び調査審議する。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条に規定する地域計画に関すること。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条に規定する農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 4 6 年法律第 1 1 2 号）第 5 条に規定する実施計画に関すること。
- (4) その他前 3 号に掲げる計画に関し、市長が必要と認めること。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の廃止)

- 2 人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 9 号）は、廃止する。

(人吉市人・農地プラン検討委員会設置条例の廃止)

- 3 人吉市人・農地プラン検討委員会設置条例（平成 2 5 年人吉市条例第 1 0 号）は、廃止する。

(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人

吉市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「農業振興地域整備促進等審議会」を「地域計画・農業
振興地域整備促進等審議会」に改め、同表中「

人・農地プラン検討 委員会

」

委員長	日額	6, 000 円
委員	日額	5, 500 円

を削る。

(提案理由)

農業振興に係る計画の審査、検討及び調査審議に関する附属機関を設置するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、新たに条例を制定するものである。

議第40号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例（平成30年人吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（キャンセル料の徴収）

第11条 指定管理者は、利用者の責めに帰すべき理由による施設利用の取消し等があったときは、利用者からキャンセル料を徴収することができる。

2 前項のキャンセル料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合の額とする。

(1) 利用予定日の前日に施設の利用の取消しを申し出た場合 使用料の額の5割

(2) 利用予定日の当日に施設の利用の取消しを申し出た場合又は利用予定日までに施設の利用の取消しを申し出なかった場合 使用料の額の10割

別表中「第8条」を「第9条」に改め、同表の4 コワーキングスペースの表中「

1席1日	1,000円	使用時
------	--------	-----

」を

1席9時間
1席延長1時間 (9時間を超え

	1,000円	使用時
て使用する場合)	100円	使用時

に改め、同表備考3中「、

FAX」を削る。

別表の6 シェアオフィスの表備考5中「、FAX」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例

（以下「改正後の条例」という。）第 11 条の規定は、この条例の施行日以後に人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の施設（以下「施設」という。）を利用する者が同条第 2 項各号のいずれかの理由により施設の利用取消し等をしたときから適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の条例別表の規定は、この条例の施行日以後に施設を利用する者の使用料から適用し、同日前に施設を利用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

施設利用に係るキャンセル料の徴収、施設の延長使用に応じた使用料の規定その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 1 号

人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例（平成 2 4 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改
正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条」を「第 2 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成
1 8 年政令第 3 7 9 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの
である。

議第 4 2 号

人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例

(人吉市営単独住宅条例の一部改正)

第 1 条 人吉市営単独住宅条例（令和 2 年人吉市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「3 年間」を「4 年間」に改める。

(人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例（令和 5 年人吉市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」の次に「並びに令和 7 年 1 月 1 日時点で応急仮設住宅下原田第 3 仮設住宅に入居している者が下原田第 1 住宅又は下原田第 2 住宅に転居した場合の令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を加え、「第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 号から第 5 号」を「第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号から第 6 号」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 令和 2 年 7 月豪雨災害に係る応急仮設住宅の入居者（土地区画整理事業又は大柿地区移転先宅地整備事業完了後、当該土地に自宅再建する者に限る。）で、下原田第 1 住宅又は下原田第 2 住宅に入居を希望する者

附則第 3 項の表中「令和 7 年 3 月 3 1 日まで」の次に「。ただし、前項第 3 号に該当する者は令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

土地区画整理事業等に伴い延長要件に該当する被災入居者の入居期間の延長及び入居者資格の追加をするため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 3 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、錦町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 26 年人吉市条例第 27 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と錦町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 錦町
代表者 錦町長 森本 完一

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第44号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、多良木町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成26年人吉市条例第27号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と多良木町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 多良木町

代表者 多良木町長 石井 淳一

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 5 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、湯前町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と湯前町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道路事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道路事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道路事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道路事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 湯前町
代表者 湯前町長 長谷 和人

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第46号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、水上村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成26年人吉市条例第27号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と水上村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 水上村
代表者 水上村長 中嶽 弘継

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 7 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、相良村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と相良村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 相良村
代表者 相良村長 吉松 啓一

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第48号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、五木村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成26年人吉市条例第27号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と五木村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 五木村
代表者 五木村長 木下 丈二

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 9 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、山江村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と山江村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 山江村
代表者 山江村長 内山 慶治

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 5 0 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、球磨村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と球磨村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 球磨村
代表者 球磨村長 松谷 浩一

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 5 1 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、あさぎり町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）とあさぎり町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道路事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道路事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道路事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道路事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェア

より、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	サイクル等）への乗継利便性 （接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 あさぎり町

代表者 あさぎり町長 北口 俊朗

（提案理由）

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 5 2 号

市道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な 経過地
鬼木開発第 1 号線	人吉市鬼木町字善生 院 6 1 4 番 8 地先	人吉市鬼木町字善生 院 6 1 4 番 1 4 地先	

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を認定しようとするときは、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要である。

【鬼木開発第1号線 認定】

